

交渉情報	NO.50	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2019年12月24日	添付資料:2枚

時給制契約社員のスキル評価未実施による精算について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事部長は、12月24日（火）「時給制契約社員のスキル評価未実施による精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、長野東郵便局郵便部及び第一集配営業部において、65歳以上の時給制契約社員のスキル評価を実施していなかったことから、基本給、割増賃金及び臨時手当の未支給が発生したため、追及精算が生じたもの。

上記の原因については、中条郵便局（旧集配センターマネジメント統合局）の局長より65歳以上の時給制契約社員のスキル評価の実施について、支社に照会があり、旧受持局である長野東郵便局総務部に確認したところ、65歳以上のためスキル認定の未実施が判明した。その後、長野東郵便局郵便部及び集配営業部（旧集配センター含む）のすべての時給制契約社員のスキル評価実施状況について調査したところ、65歳以上の時給制契約社員に対してスキル評価を実施していなかったことが判明した。しかし、現在の要員事情は非常に厳しく、募集しても補充がないため、やむなく高齢者の雇用申請を繰り返しているが、65歳以上であればスキル評価対象外であると、文書回覧した社員全員が誤認識していたため、スキル評価が未実施となったものである。

詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局及び概要等

（1）発生局

- 長野東郵便局
 - 郵便部
 - 第一集配営業部
 - 第一集配営業部（信濃町郵便局）
 - 第一集配営業部（中条郵便局）

（2）精算対象社員

7名

（3）精算期間

2014年10月～2019年9月

(4) 清算金額

合計 1, 819, 314円

2 再発防止策

65歳以降のスキル評価の考え方等について、新任の雇用事務担当者に対して指導を行うこと。また、スキル評価実施後における未実施者については、リストと突合し漏れなく実施することを確認しました。

地本では、再発防止策の徹底に努めるとともに、旧受持局である長野東郵便局から対象社員へ精算理由について丁寧に説明することを求めました。また、今後、支社における確認方法について検討することを併せて求めました。

【労使対応】 支部窓口